

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者 一
- 参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額 一
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（二件） 一
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 二
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二

ページ

## 選挙管理委員会

○宮選管告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び同法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条の規定により、平成二十二年七月十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十二年六月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 仙台市若林区南材木町三八番地の二 佐藤健一  
同職務代理者 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川村武  
参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 仙台市青葉区東勝山三丁目三番二号 吉田幸彦  
同職務代理者 白石市城北町二番二六号 佐々木とし子

○宮選管告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十二年七月十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。  
平成二十二年六月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会

一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二日時 平成二十二年七月十四日 午前十時

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二日時 平成二十二年七月十四日 午前十時

○宮選管告示第八十五号

平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。  
平成二十二年六月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

候補者一人につき 金四二、八四二、九〇〇円

○宮選管告示第八十六号

平成二十二年六月二十三日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、

次のとおりである。

平成二十二年六月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、二八六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八五、七二五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、八八三	岩沼選挙区	一一、八〇一
宮城野選挙区	四九、九五六	登米選挙区	二三、八六〇
若林選挙区	三五、二四五	栗原選挙区	二一、八〇六
太白選挙区	五九、二二九	東松島選挙区	一一、六四一
泉選挙区	五六、七四六	大崎選挙区	三七、一二八
石巻・牡鹿選挙区	四八、〇三四	柴田選挙区	二三、一六四
塩釜選挙区	一六、一六五	亘理選挙区	一四、五三一
気仙沼選挙区	二〇、八四一	宮城選挙区	一三、三〇二
白石・刈田選挙区	一四、七四六	黒川選挙区	二二、五四一
名取選挙区	一九、一一八	加美選挙区	九、四二四
角田・伊具選挙区	一三、四〇九	遠田選挙区	一一、二〇一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、四二八	本吉選挙区	四、九〇一

○宮選管告示第八十七号

平成二十二年六月二十三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十二年六月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八五、七二五

○参宮選告示第一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十二年六月二十四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 佐藤 健 一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参宮選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十二年六月二十四日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙

選挙長 佐藤 健 一

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十二年七月八日 午後五時

○参比選告示第一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十二年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 吉田 幸彦

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○参比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十二年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 吉田 幸彦

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二  
日  
時  
平  
成  
二  
十  
二  
年  
七  
月  
八  
日

午  
後  
五  
時